

奈良県告示第三百五十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定による認定をした救急病院は、次のとおりである。

令和三年二月九日

奈良県知事 荒井正吾

名称	所在地	認定が効力を有する期限
医療法人宝山会奈良小南病院	奈良市八条五丁目四三七番地の八	令和六年一月三十一日